

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業者公募要領

1 趣旨

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝、充填材及び基布等（以下「人工芝等」という。）については、非常時は防災拠点として広域避難場所及び救援物資の物流拠点、日常時は軟式野球、ソフトボール、サッカーやホッケー等に供する多目的グラウンドとするため、これら用途に適したものとする必要があるほか、周辺の自然環境にも配慮するとともに、高い耐久性能を備えたものとする必要がある。

この要領は、適切な事業者による多目的グラウンドに最も相応しい人工芝等の供給と施工技術の提供等がなされるよう、事業者を広く募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業名

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業

3 事業概要

(1) 内容

可児市（以下「市」という。）は、当該公募型プロポーザルにより選定した事業者1者（以下「事業者」という。）と別添「可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を内容とする基本協定を締結する。

市と基本協定の締結に至った事業者は、基本協定の内容に従い、本市が令和7年度に施工を予定している「(仮称)可児市運動公園グラウンド整備工事」(以下「本工事」という。)において、人工芝等の供給等を行う。

(2) 履行場所

可児市坂戸内（可児市運動公園グラウンド）及び本市の指定する場所

(3) 事業期間

基本協定書の締結日から、本工事における契約期間の満了日まで

(4) 事業担当課

可児市市民文化部文化スポーツ課（本庁4階）

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

Tel 0574-62-1111（内線 2431、2432） Fax 0574-63-6751

電子メール sports@city.kani.lg.jp

4 応募資格等

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。なお、複数の法人・団体でグループを組んで応募することはできない。

- (1) 人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 可児市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から基本協定の締結候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は可児市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年可児市訓令甲第 47 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 公益財団法人日本サッカー協会ホームページ掲載の JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品一覧に、申請社として記載のある者であること。
- (9) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (10) 応募資格等の基準日は、「参加資格確認申請書」（様式 1）の受付日とする。

5 人工芝等に係る費用（材料費及び直接工事費）の上限額等

人工芝等に係る費用の上限額等は、参加資格確認結果の通知に合わせ、以下の内容を通知する。なお、上限額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

- (1) 人工芝等に係る上限単価（材料費及び直接工事費を含む。）（円/㎡）

6 人工芝等の仕様等

人工芝等を構成する使用材料等の仕様等は以下のとおりとする。

- (1) 使用材料等の仕様

項 目		仕 様
人工芝 (ロングパイ)	材質	ポリエチレン製
	製法	捲縮加工モノフィラメント
	長さ（芝丈）	50～65mm
	形状	菱形、扁平、三角形、ダイヤモンド形等 ※縦割れし易いリブ形状及びそれに類する形状は不可
	幅	1.0mm以上

ル)	織度	12,000 d t e x 以上
	厚み	280 μ m 以上
強度	抜糸強度	30N 以上 / 束

基布等	基布材質	ポリプロピレン製織布 同等以上	※ ラボテスト検査完了証が交付された日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝の製品検査における基布等でも可能とする。
	ジョイント	テープ(幅 300mm 程度)、縫い合わせ等	
	接着剤	合成樹脂系接着剤	
充填材	総厚み	28mm 以上 ※ショックパットを用いて同等のクッション性を有する場合は、28mm 未満でも可	
	目砂	粒度調整特殊珪砂 ※粒径 0.2mm 以下の細粒は全体の 10% 以下	
	弾性材	天然素材、樹脂系、ゴムチップ等 ※ゴムチップの場合、粒径 1.0mm 以下の細粒は全体の 10% 以下	

(2) 人工芝等の条件

- ア 市が通知する「人工芝等に係る上限単価」を超えないものであること。
- イ 日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝の製品検査(ラボテスト)の検査完了証が交付済であること。若しくは異なる充填剤により交付済の製品であり、充填剤等の変更により令和6年度中に検査完了証の交付が確実であること。(本工事においては、検査完了証が交付済であることを条件とする。)
- ウ 国内のグラウンド等における 50 万 m^2 以上のロングパイル人工芝の納入実績を有する製造業者の製品であること。又は、日本サッカー協会の JFA ロングパイル人工芝公認施設において複数の公認実績を有する製造業者の製品であること。
- エ 人工芝は、1 m^2 程度の部分補修(切り取り・再敷設)に対応できるものであること。
- オ 充填材(弾性材)は、20 kg/袋程度の補充用品の供給が年間を通じて可能であること。
- カ 充填材(弾性材)は、原料の製造者が明確なもので、土壤汚染対策法に基づく含有試験・溶出試験において基準値以下である安全性が保障されていること。

(3) 留意事項

- ア 競技ラインは本工事における発注図面に従うものとし、芝色は発注者の指示に従うものとする。なお、芝色は、基準色(緑)の他、マウンド及びベースライン等の周囲(レンガ色)、軟式野球用ライン(白)、一般サッカー用ライン及びマーキング(白)、

少年サッカー用ライン及びマーキング（青）、ホッケー用マーキング（黄）を予定している。

イ 本工事では、人工芝の摩耗によるマイクロプラスチックや充填材（弾性材）等の排水を通じた流出を防ぐ附帯設備を設置する予定としている。

これに関し、本工事受注者が行う附帯設備の流出防止性能の確認に当たって、当該受注者に協力すること。

ウ 敷設後、本工事の受注者は、公益財団法人日本サッカー協会による新設時のフィールドテストと同等以上の自主検査を実施し、基準値以上の結果であることを確認した上で、自主検査結果を本市に提出することとする予定としている。

これに関し、本工事受注者が行う自主検査、確認及び提出等に協力すること。

7 協定書（案）

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）のとおり。

8 応募書類の提出

(1) 参加資格確認申請書

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式1）を作成し、下記アに示す添付書類と共に、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

ア 添付書類

(ア) 可児市税について、滞納がないことを証する納税証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る。）

※ 誓約書（様式2）において、可児市税の納付義務がない旨を誓約した者を除く。

(イ) 消費税及び地方消費税について、未納がないことを証する納税証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る。）

(ウ) 会社概要（様式3）

※ 様式3は、既存の会社パンフレット等、様式3の内容が記載されているものによる代用を可とする。

イ 提出期間

公示日から令和6年2月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所

前記3(4)の事業担当課

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記3(4)の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

オ 参加資格確認結果の通知

確認後、速やかに書面にて通知する。

なお、参加資格確認結果の通知に合わせて、参加資格を有する者にのみ人工芝等に係る費用の上限額を通知する。

(2) 企画提案書

ア 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和6年3月12日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

前記3(4)の事業担当課

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと）

※ 発送が期間内であっても、前記3(4)の事業担当課に期間内に到着しない場合は無効とする。

エ 企画提案書の構成等

(ア) 表紙（様式5-1及び様式5-2）

正本（様式5-1）のみ応募者名を記載すること。

(イ) 企画提案

企画提案書（様式6-1から様式6-4）を使用すること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

オ 企画提案書（概要版）の作成

プレゼンテーション用に、企画提案書（様式6-1から様式6-4）の内容を盛り込んだ企画提案書（概要版）を作成すること。

なお、企画提案書（概要版）は、A3版横書き2枚程度とすること。

記載に当たっては、写真やイメージ図を用いることを可能とするが、ロゴや製品名、型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

カ 提案人工芝等構成書（様式7）及び人工芝等の仕様等の適合状況（様式7・別紙）

の作成記載に当たっては、ロゴや製品名、型番などを使用し、提案した人工芝等を特定できるようにすること。

キ 提出部数等

(ア) 提出部数

正本	1部
副本	3部
企画提案書（概要版）	3部
提案人工芝等構成書	1枚
電子データ	1部
提案サンプル	1個

※ 正本表紙（様式5-1）及び副本表紙（様式5-2）は、紙出力（片面印刷）し、上から表紙、様式6-1から6-4の順に重ね、長編左側の2か所をホッチキス止めすること。

※ 正本表紙（様式5-1）にのみ、応募者名を記入すること。

※ 企画提案書（概要版）が複数枚に及ぶ場合は、左上隅1か所をホッチキス止めすること。なお、A4サイズに内折りすることを可能とする。

※ 提案人工芝等構成書（様式7）及び人工芝等の仕様等の適合状況（様式7・別紙）を正本及び副本と編綴しないこと。

※ 電子データは、正本表紙、副本表紙、企画提案書、企画提案書（概要版）及び提案人工芝等構成書をPDFにてCD-R等の記録媒体に保存したものとする。

※ 提案サンプルは、提案人工芝等構成書に記載した、提案内容と同一内容で構成する人工芝、基布等及び充填材の一体物とし、縦15cm×横20cm程度のクリアケース入りとする。なお、クリアケースは、その触感等が確認できるよう上部で開放できるものとし、緩衝材等を使用するなどして、持ち運び等による破損等を防ぐこと。

(イ) 書式体裁

様式の定めのあるものは、提供様式（A4版）で出力すること、様式の定めのない企画提案書（概要版）は、A3版で出力することを考慮し、読み易さ、分かり易さに配慮した文字ポイントを使用して作成すること。

(ウ) その他

企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合、その者の提案すべてを無効とする。

(3) 留意事項

手続において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和6年2月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記3(4)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書（様式4）及び質疑応答書（様式4・別紙）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

なお、提出の際は、前記3(4)の事業担当課に電話にて質問書等の到達を確認すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、可児市ホームページに掲載する。

10 辞退届

参加資格確認結果の通知後、やむを得ない事情により本プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式8）を提出すること。この場合、既に提出された書類等は一切返却しないものとする。

11 応募者の失格

参加資格確認結果の通知後、次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 企画提案書の提出期限に遅れた者
- (2) 他の応募者の参加や審査結果に影響を与える不正な行為を行った者
- (3) 参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載をした者
- (4) 企画提案書に人工芝等に係る費用の上限単価を超える金額を記載した者
- (5) 上記「4応募資格等」を満たさないことになった者
- (6) その他本要領に違反すると認められた者

12 プレゼンテーション

(1) 開催時期及び開催場所

令和6年3月18日（月）に、可児市内で開催することを予定している。

時間、場所については、別途、応募者に通知する。

応募者が複数の場合のプレゼンテーションの順番は、事業担当課においてくじ引きにより決定する。

なお、プレゼンテーションを欠席する者の提案は無効とする。

(2) 説明等の時間

応募者による提案内容の説明時間は20分、質疑応答は10分を予定する。

説明に当たっては、提出した企画提案書に記載した内容に関することに限る。

なお、提案サンプルを用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出した提案サンプルと同一のサンプルを別途、応募者が当日持参すること。また、提案サンプルにはロゴや製品名型番などの応募者の特定につながる記載等は不可とする。

(3) その他

ア プレゼンテーション会場への入室は、各応募者3名までとし、応募者の特定に繋が

る説明、社名入りの服装や名札等の着用は不可とする。

イ プレゼンテーションは、企画提案書、企画提案書（概要版）及び持参した提案サンプルにより行う。企画提案書、企画提案書（概要版）についてはペーパーレスとし、電子データを電子機器類（パソコン、タブレット、大型ディスプレイ等）に投影して行う。電子機器類は市が準備し、プレゼンターの指示により市職員が操作する。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑への応答は、企画提案書の補足とみなす。

エ マイク設備は、必要に応じて市が準備する。

13 審査

(1) 可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 評価及び審査

可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業候補者評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき行う。

(3) 審査委員会の構成

審査結果の通知に合わせ公表する。（予定）

(4) 基本協定締結の相手方の候補者の特定

本市は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者を選定する。最も相応しい企画提案を行った者を事業候補者に特定する。ただし、最も相応しい企画提案を行った者との協定締結の協議が整わなかった場合は、次点者を、次点者と協議が整わなかった場合は第3位者を事業候補者として特定する。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 事業候補者の特定後、結果をすべての応募者へ書面通知するとともに、協定の締結後、応募者商号又は名称、評価結果について、可児市ホームページ等で公表する。なお、商号又は名称の公表は、最も相応しい企画提案を行った者、次点者及び第3位者のみ行う。

イ 評価内容の詳細についての問合せは、受け付けない。

(6) その他

審査委員会は、審査の過程において必要があると認める場合は、委員以外の専門的知見や見識を有する者等に意見の聴取や必要な協力を求めることがある。

14 基本協定の相手方とする事業候補者の行った提案内容の取扱い

基本協定の相手方とする事業候補者の企画提案書を、「可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等」として特定し、その提案内容を、別途公告する本工事で使用する人工芝等に指定する。

なお、基本協定書の内容は、別添の「可児市運動公園グラウンドに敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）」を原則とし、やむを得ない理由により、加筆・修正が必要な場合が生じたときは、別途協議することとする。

また、本工事の予算（当該工事のうち、人工芝等に係る部分に限る）が成立しなかった場合は、同協定書は解除されるものとする。

15 可児市運動公園グラウンド整備事業の概要

(1) 仕様等

ア グラウンドの整備面積

約 26,000 m²

イ 人工芝等の面積

約 21,000 m²（緑色、一部レンガ色）

ウ ライン工

白色：サッカー（一般）1面、野球

青色：サッカー（少年）2面

エ コートマーキング工

白色：サッカー（一般）1面

青色：サッカー（少年）2面

黄色：ホッケー1面

※詳細については、計画平面図を参照

(2) 付帯設備

照明設備、防球ネット、管理棟、本部棟、観覧スタンド等

(3) 日常時における利用想定

サッカー、軟式野球、ソフトボール、ホッケー、グラウンドゴルフなど、多目的な競技スポーツやレクリエーション等を実施する。

(4) 災害時における利用想定

災害発生初期においては広域避難場所として、また災害応急活動期、復旧・復興期においては救援物資の物流拠点としての活用を想定している。大型輸送車両での資材の搬入搬出作業や、仮設のテント倉庫を設置して資材の保管等を行う。

17 その他

(1) 本募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者（応募予定者含む。）が第三者に損害を生じさせても、市はこれを補償しない。

(2) 本募集に関する一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、市の事務所の所在地を管轄する岐阜地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

